伴走支援型特別保証

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者のみなさまの早期の経営改善を継続的な伴走支援により後押しします。

保証限度額	保証料率	保証期間
最大**4,000万円**	実質負担**0.2%**	**10年**以内

ご利用いただける方	次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した方 (1)新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の認定 (2)セーフティネット保証5号の認定（売上高等減少率が15%以上のものに限ります。） (3)新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の認定		
保証限度額	4,000万円		
対象資金	経営の安定に必要な事業資金 （運転資金、設備資金）	**責任共有制度**	対象外：セーフティネット保証4号 危機関連保証 対　象：セーフティネット保証5号
返済方法	一括返済、分割返済	**保証期間**	10年以内 分割返済の据置期間は5年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付	**担保**	必要に応じて
保証人	原則として法人代表者のみ 【経営者保証免除対応あり】	**貸付利率**	金融機関所定利率
保証料率	0.85%（経営者保証免除対応適用時　1.05%） いずれの場合も国からの保証料補助があり、自己負担は0.20%となります。		
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日（保証申込受付分）まで		

明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会

主なQ＆A

Q. 保証申込時に必要な提出書類はありますか。

A. 所定の申込書式のほか、次の書類を添付してお申し込みください。

⑴市町村長の認定書（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証）

⑵経営行動計画書（写）

⑶経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）

Q. 経営行動計画書とはどんな内容ですか。

A. 次の内容について、申込金融機関との対話を通じて経営行動計画書を作成してください。

なお、すべての内容を満たす計画を策定済みの場合は代用することが可能です。
（代用する場合でも経営行動計画書は提出が必要となります。）

【計画内容】経営状況と課題（前事業年度の財務状況の分析を含みます。）
課題を克服するための取組事項

【計画期間】3～5事業年度

Q.経営者保証免除対応を適用するための要件はありますか。

A. 次のすべての要件を満たす場合、経営者保証を不要とすることができます。

⑴直近の決算が資産超過であること。

⑵法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

栃木県信用保証協会
facebook
情報発信中！

本所
TEL.028-635-2121
〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

足利支所
TEL.0284-70-6339
〒326-0821 足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館

2021年4月発行